

事務連絡
令和5年12月4日

指定重度訪問介護事業所設置法人代表者様

愛媛県保健福祉部

社会福祉医療局医療対策課長
健康衛生局健康増進課長
生きがい推進局障がい福祉課長

特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における
支援者の付添いの受入れについて

平素より、本県の保健福祉行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記については、令和4年11月9日付けで厚生労働省から事務連絡があったところですが、今般、特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院に際して支援者の付添いの受入れを実際に行った医療機関にヒアリングが行われ、医療機関や医療従事者への周知等に活用するための資料（別添1）が取りまとめられました。

つきましては、別添令和5年11月20日付け厚生労働省事務連絡「特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援者の付添いの受入れについて」の趣旨を御理解いただきますとともに、貴重度訪問介護事業所において、医療機関に入院する利用者に対して重度訪問介護を提供するに当たり、医療機関や相談支援事業所等との連携の下でコミュニケーション支援を行うことが必要であることから、医療機関における院内感染対策も含め、関係機関・関係者と十分な調整・連携を図りながら支援を行っていただきますようお願い申し上げます。

【発信元】

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
障がい福祉課障がい支援係

TEL：089-912-2424

FAX：089-931-8187

Mail：syougaihukus@pref.ehime.lg.jp